

## 老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成 22 年 5 月 12 日 戸地振第 184 号（区長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市老人福祉施設条例（昭和 38 年 12 月 25 日条例第 43 条）第 1 条に規定する老人福祉センター横浜市戸塚柏桜荘（以下「老人福祉センター」という。）の指定管理者の指定を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

### （指定管理者の選定）

第 2 条 区長は、原則として期間を定めた公募により選定を実施する。

2 区長は、前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討を実施したうえで再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、応募者の中から老人福祉センターの指定管理者の候補者を選定する。

5 区長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の選定を行う。

### （指定管理者選定委員会）

第 3 条 老人福祉センターの指定管理者の選定について区長に対して意見を述べるため、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

### （指定管理者の選定基準）

第 4 条 指定管理者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。

(1) 地域の高齢者が、健康で生きがいのある生活を営んでいくことに寄与する等老人福祉センター及びデイ・サービスセンターの設置目的に基づく運営が図られること。

(2) 老人福祉センター及びデイ・サービスセンターの管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。

(3) 老人福祉センター及びデイ・サービスセンターの利用者の利便性向上が図られること。

(4) 老人福祉センター及びデイ・サービスセンターの効率的な管理運営を行えること。

(5) その他老人福祉センターの設置目的を達成するための取組が優れていること。

### （申請書等）

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じて委員会へ提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 区長は、指定管理者の指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

2 区長は、老人福祉センターの指定管理者の指定について市会の議決を受けるために、健康福祉局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、市会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

(その他)

第8条 区長は、この要綱の施行に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の指定に関する要綱（平成17年6月15日）